



[編集発行] 大阪経済大学 経営学部 経営・ビジネス法情報センター

〒533-8533 大阪市東淀川区大隅2-2-8

TEL.(06)6328-2431 (代表) E-mail .blic@osaka-ue.ac.jp

経済法の内容と勉強のしかた



大阪経済大学 経営学部

ビジネス法学科 教授

栗城 利明 (くりき としあき)

主に日米の独占禁止法による垂直的取引制限に対する規制について、研究されています。

(引用：大阪経済大学ホームページ)

私は本学では「経済法」の授業を担当しています。「専門は民法です」「専門は商法です」「専門は労働法です」といえば、多くの方は、子細(しさい)とはいえないまでも、ぼんやりとどのような内容であるか、分かるように思います。

▼ 『編集後記』

P. 11
～
12

▼ 『経営と法 公開授業(後期)のご案内』

P. 10

▼ 『新校舎案内』

P. 9

▼ 『オープンキャンパスを終えて』
(増澤 樹)

P. 8

▼ 『P F I 刑務所参観記』

(四條 北斗)

P. 6
～
7

▼ 『TOJへのこだわり』

～新幹線における座席選択の研究～
(藤澤 宏樹)

P. 4
～
5

▼ 『経済法の内容と勉強のしかた』

(栗城 利明)

P. 1
～
3

C
O
N
T
E
N
T
S

これに対し、経済法はどうか。経済法という言葉を目にした場合、内容をイメージすることはできるでしょうか。経済法という名称の法律は、日本には存在しません。説明に際し、労働法は労働に関する法の総称と捉えるならば、経済法は経済に関する法の総称と捉えることとなります。しかし経済に関する法の総称といっても、依然としてよく分かりません。具体的なイメージが浮かばないということです。



私たちが生きている経済社会は市場経済です。したがって経済法とは、より正確に述べると、市場経済を支える法の総称ということになります。そして市場経済は競争によって秩序づけられていることを踏まえると、大雑把な説明になりますが、経済法とは競争に関する法の総称ということになります。**キーワードは競争です。**



皆さん方も一度や二度はカルテル、談合といった言葉を耳にしたことがあるように思います。典型的には、たとえば、ライバル企業と話し合っ価格を調整するような行為をカルテルといい、公共事業において人為的に仕事の受注を調整するような行為を談合といいます。こうした行為は経済憲法と呼ばれる独占禁止法によって厳格に規

制されています。独占禁止法は第1条の目的規定において「公正且つ自由な競争を促進」と述べています。つまり競争の促進が独占禁止法の直接目的であるところ、カルテルも談合も競争を正面より否定する反競争行為であるため、厳格に規制されています。

皆さん方においては、経済法といった場合、第1に、競争がキーワードになること、第2に、この分野にも多数の法律が存在しますが、経済憲法と呼ばれる独占禁止法が中心的位置を占めていること、まず、この2点をご理解いただければと思います。

ところで、経済法は一体どのように勉強したらよいのでしょうか。上記の民法、商法、労働法は、経済法とともに「ビジネス法」と呼ばれる法領域を形成しています。ご存知のとおり、司法試験はもちろん、公務員試験、各種国

家試験において、民法、商法、労働法は試験科目として設定されることが多く、このため独学者向けの参考書も多数販売されています。そして、予備校、専門学校は受講生向けに多様な教育サービスを提供しています。つまり大学から離れても、勉強しようと思えば勉強できる環境が、一定程度存在します。これに対し、日本は伝統的に競争より協調・和を大切にする社会であり、競争のデメリットに目を向けても、競争を肯定的に評価する姿勢は希薄でした。このため私が学生のころ（20年ほど前）は、各種国家試験などに経済法が科目として設定されることはほとんどなく、経済法に興味、関心を持つ学生は例外的存在でした。

しかし規制緩和、民営化、グローバル化の進展のとおり、社会は大きく変わりつつあり、競争を回避しビジネスを行うことは現実として難しい状況になっています。こうした社会の変化は法律の世界にも影響を与えており、現在では、司法試験に選択科目として経済法が加わるとともに、弁理士試験や法学検定においては独占禁止法が科目として設定されています。

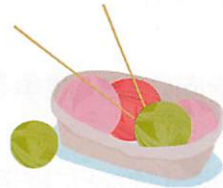


こうしてみると、今後は民法、商法、労働法などと同じく、経済法の勉強にも積極的に取り組むことが望まれますが、光が当たって日が浅いからか、独学者向けの参考書も予備校、専門学校が提供する教育サービスも不十分な状況にあります。

結局のところ、経済法を勉強する最適の道、実質的な選択肢は大学の授業に出席し、分からなければ担当教員に質問するという、当たり前の答えにたどりつきます。本学では私が授業を担当しています。大学教員になり今年で15年目ですが、まだまだ成熟にはいたらず、今後も努力を続けていく必要があることを痛感しています。学生の皆さん方との交流を通じ、共に成長できればと考えています。

「C」へのこだわり

～新幹線における座席選択の研究～



大阪経済大学 経営学部

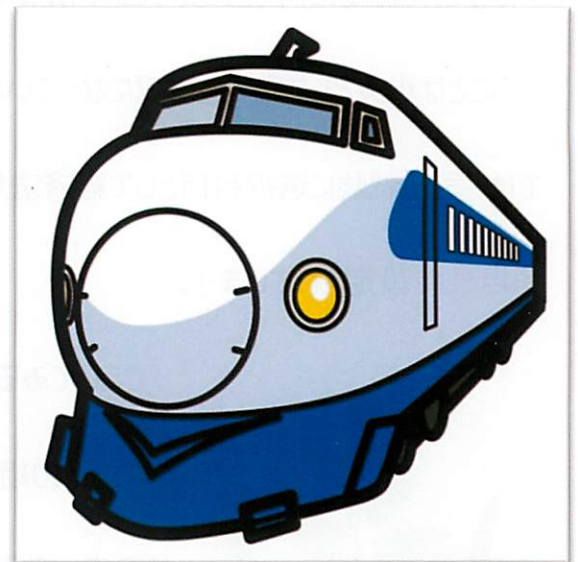
ビジネス法学科 准教授

藤澤 宏樹 (ふじさわ ひろき)

秋、3年生は就職活動を始めの時期である。この時期、さまざまな地域へ新幹線で移動することが増えるであろう。そこで私は、就職活動に頑張る学生諸氏が、新幹線に乗った際、座席選択に困らないよう、本稿を執筆した。ぜひ参考にしてもらいたい。

悲しみの「みどりの窓口」

多くの人は、「みどりの窓口」で乗車券及び指定席券を購入する際、窓際、すなわちA(E)席を選択するのではないだろうか。何を隠そう私も以前はA(E)席を好み、積極的に選択してきた。「みどりの窓口」職員から、「本日、のぞみ〇号の窓側のお席はあいにく全て完売しております」などと告げられるや、非常に悔しい気持ちをかみしめつつ、だからといって他の席に妥協もできず、別の時間帯の新幹線を選択してきた。同じ思いをした人も多いただろう。しかし、私は、ある時はたと気が付いた。「C」がもっとも優れており、選択すべき場所ではないかと。



なぜ「窓側=A(E)席」か

それにしても、人はなぜそこまでして「窓側=A(E)席」にこだわるのか。

窓側であれば、窓に身体を大きく傾けることによってあの狭い空間も比較的快適に過ごすことができる。しかも窓のサッシ部分は他の席にない「特別スペース」だ。お茶を置いても良いし、ガムやチョコといった菓子を置くのも良いだろう。新書や文庫を置いて、旅気分になるのも悪くない。また、車窓からの景観は最高だ。東京に行く途中に見える富士山は圧巻である。何とも言えない。さすが世界遺産である。

ところが、A(E)席は快適に過ごせる反面、意外な欠点があることに気付く。通路に出るのに多大な労力と精神力を費やすのだ。尿意をもよおしたらもう最後、B、C(D)席という難関をくぐり抜け、通路に出なければならない。この時、B、C(D)席の乗客がともに熟睡中ならば事は重大である。起こすのも気が引ける。しかしそうも言っていない。通路に出るために声をかけ、用を足して席に戻る際には、再度声をかけなければならないのである。

ましてや、B、C(D)席の人が食事中ならば事態はさらに深刻だ。弁当を一時的に片づけてもらい、手前に倒したテーブルを所定の位置に収納し、なおかつ用が済むまでその状態を維持してもらわなければならないのである。これまた非常に気まずい。

「窓側＝A(E)席」ゆえに背負う重圧



ここまでお読みいただいた方は、「なおさらA(E)席の方がいいのではないか」とお思いかもしれない。B、C(D)席の人間から寝込みを起こされる心配は皆無だ。倒したテーブルを元に戻す気兼ねもいらぬ。言ってしまうとA(E)席は、誰にも邪魔されることなく、テーブルを倒したまま、なおかつ熟睡したまま降車駅まで過ごすことが可能であると。

しかし、よく考えていただきたい。「もしかしたらA(E)席の奴が通せと言ってくるかもしれない」という心配と、「B、C席の人に許しを乞い、通してもらわなければいけない」という心配とどちらが重圧となるかを。

仮に尿意に襲われず、また睡魔がタイミング良くやってきたとしても、数時間も同一の場所、一畳以下の狭い空間でじっとしてられるであろうか。恐らく耐えられない。面接前の緊張した時間、ちょっとデッキで深呼吸しようと思っても、また、面接先に電話する必要性に迫られても、難関が待ち受けている。また、友人に電話もしづらいし、缶ジュースを買いに自販機に足を運ぶのでさえ一苦勞である。さらに、嫌煙家の私には測り知れないが、愛煙家にとって一定時間以上喫煙できないことは相当な苦痛となる。

そればかりか、大きなメリットであるはずの「車窓からの景観」についても、「晴天であること」という絶対的前提に支配される。たとえ運良く晴天に恵まれたとしても、その圧巻の景色とやは結局ごく一瞬に終わり、よほど意識して時を過ごさないと完全に見過ごしてしまう。おちおち寝てもいられない。こんな不確定要素を理由に、窓側を選択するというリスクを背負えるだろうか。いや負えない。一瞬の美しい景色と快適な移動時間のどちらを選択するか。議論の余地はない。

かくして、窓側＝A(E)席を選択すべしとする根拠は崩れた。通路側＝C(D)席の方が、はるかに快適に移動時間を過ごすことができるのである。

新たな検討課題

—なぜ「C」席を選択するのか

通路側が最も快適に乗車時間を過ごせるとして、次の検討課題に入りたい。私が正当にも通路側にこだわる理由は皆さんお分かりいただけたと思うが、なぜ同じ通路側でも「D」席ではなく、「C」席にこだわるのかについて、触れておかなばならない。

あえて述べるまでもなく、乗車券・指定席券を購入するにあたり、好んで「B」席を選択する人はいない。「A」「C」席に挟まれ、構造上は若干座席幅が広くとってあるそうだが、座っていて決して気分のいい席ではない。「『B』席しか空いていない」時期というのは、主にゴールデンウィークや年末・年始、行楽シーズンの連休だけである。この時期を除いて、「どうしても『B』席しか空いていない」状況は、(断定的で恐縮だが)ほぼありえない。

結論—「C」にせよ

長くなった。何が言いたいかというと、「B」席の空席可能性が高いということは、「D」席ではなく「C」席を選択した方が、ゆったり快適に過ごせるということである。ただでさえ、リクルートスーツに身を包み、身体も心も窮屈な思いをしているのだ。面接に必要な書類や鞆を、空いている「B」席に置けばよいのである。

私は、学生時代は旅行に帰省、就職してからは全国各地への出張などで、数多く新幹線を利用してきた。失敗も含め数々の経験をしてきた中で得られた結論、それは以下のものである。すなわち、隣の人間を気にすることなく、きままに離着席することができるのは「C」席である。ここで格言：「新幹線に乗るなら『C』席にせよ」。学生諸氏も、私の経験を参考に、賢明な座席選択を心がけていただきたいものである。

PFI 刑務所参観記

8月の月上旬に、ふたつの社会復帰促進センターを訪ねる機会がありました。ひとつは美祢社会復帰促進センター（山口県美祢市）で、もうひとつは島根あさひ社会復帰促進センター（島根県浜田市）です。美祢社会復帰促進センターは、2007年4月に、わが国初のPFI（Private Finance Initiative）手法を活用した官民協働の刑務所として運営が始まり、島根あさひ社会復帰促進センターは、2008年10月に、同じくPFIにより運営が始まりました。これらふたつの施設の他に、わが国では、喜連川社会復帰促進センター（栃木県さくら市）と播磨社会復帰促進センター（兵庫県加古川市）がPFIにより運営されています。

ところで、PFIとか社会復帰促進センターとか何のことだろう、と疑問に思う人もいるかもしれませんが。PFIとは、公共施設の建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のことで、社会復帰促進センターとは、いわゆる刑務所です。上に挙げた施設のうち、今回訪問したふたつの施設では、施設的设计・建設だけでなく運営についてもその一部が民間に事業委託され、公務員である刑務官と民間職員が協働して運営にあたっています。その他のふたつの施設は、施設の整備は国が実施し、維持管理・運営について一部を民間に事業委託し、官民協働で運営されています。民間委託される業務には、非権力的業務のほか、公権力の行使を伴う業務のうち権力性の弱いもの（施設の警備、収容監視、職業訓練、健康診断など）があります。

このようなPFIによる刑務所が設置される背景としては、刑事施設の過剰収容状態とそれに起因する処遇環境の悪化および刑務所職員の負担の増大がありました。また、従来の刑務所は、国が設置・運営していることから、コストの問題もあり安易に増設することもできません。このような背景のもと、PFI方式での刑務所の設置により、従来の刑務所よりも低コストでの設置・運営がなされるようになりました。効率的な運営の例としては、IT技術を活用した警備システム（ICタグによる位置情報の把握、監視カメラ、電気錠の操作などの一元管理）を取り入れることで、少ない人員での監視業務を可能にしています。

PFI刑務所の導入経緯や運営実態の詳細については、講義などでお話する機会もありますので、以下では、今回の参観で目にしたPFI刑務所の特色のいくつかについて紹介しながら、参観の若干の感想を記します。

これまでもいくつかの刑事施設を訪ねたことがありますが、今回訪ねたふたつのPFI刑務所には、刑務所のイメージに不可欠(?)なものがありません。どちらの施設も、施設の周囲を多重のフェンスで囲ってはいますが、灰色のコンクリートの高い塀がありません。また、居室の窓には強化ガラスが用いられ、鉄格子がありません。これは、受刑者の拘禁感を軽減し、一般社会に近い環境での生活を可能にする工夫です。



大阪経済大学 経営学部

ビジネス法学科 講師

四條 北斗 (よじょう ほくと)

さらに、従来の刑務所では、各居室の内側にはドアノブがついていないのですが（居室の出入りはすべて刑務官が管理するので必要ない）、各居室の内側にもドアノブがあり、余暇時間の出入りは各自の自由となっていて、多目的ホールでの談話や読書が可能になっています。ちなみに、居室については、受刑者は約 7.5 平米の単独室に収容され、仮釈放前に 4 人部屋での生活をするようになります。従来の刑務所と異なり、施設自体がまだ新しいこともあります。開放的で、明るい印象を与えるものになっていました。

PFI 刑務所の収容対象となる者は、犯罪傾向が進んでおらず、初めて自由刑の執行を受ける者です（美祿社会復帰促進センターでは女子も収容しており、国内の女子刑務所としては最大規模です）。民間のノウハウを活かした多様で柔軟な処遇を実施することで、可塑性のある初犯受刑者の早期の社会復帰（「人材の再生」）を目指しています。今回訪問した施設の受刑者の刑期の平均は概ね 3 年（窃盗、詐欺、薬物事犯が大半）です。PFI 刑務所の特色のひとつとして、このような早期の社会復帰が望まれる受刑者全員に対する職業訓練の実施が挙げられます。職業訓練を受ける受刑者は、従来の刑務所を含めると全国平均で 24%、PFI を除くと 14% に過ぎないことからすると、大きな特色といえるでしょう。この職業訓練に、民間の事業者が関わることで、充実した内容の訓練になっているようです。

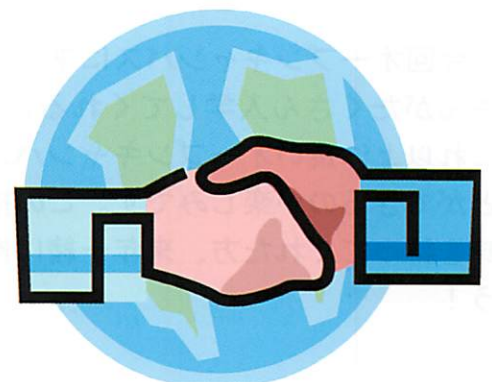


職業訓練の他に特色のある取組みとして、島根あさひ社会復帰促進センターでは、（財）日本盲導犬協会の協力のもと、受刑者が地域のボランティアと共に、盲導犬パピー（子犬）の育成をしています。ユニットと呼ばれる単位で、子犬 1 頭に対し、主担当、副担当、サポートを置いて、ユニットの受刑者全員が協力して、生後 2 ヶ月の子犬を 12 ヶ月まで育てるそうです。当番の受刑者は 1 日 24 時間子犬と共に生活します。訪問時にも、運動場で子犬と一緒にいる受刑者の姿や子犬用のゲージのある居室を見ることができました。また、月曜日から金曜日までは受刑者が飼育し、週末は地域のボランティアが飼育を実施しますが、その際に飼育日誌を書くことで、地域の人との交流も持つこととなります。盲導犬の育成の他に、ホースプログラムという、施設内に設けた厩舎・馬場で馬の飼育をするプログラムも実施されているようです。

このように、PFI 刑務所では、受刑者の早期の社会復帰に向け、従来の刑務所とは異なる環境での処遇を行っています。そのすべてをここで紹介することはできませんが、このような取組みを可能にするのも、民間のノウハウを活用できる仕組みをもつ PFI 刑務所ならではのことで、今回は、処遇環境に焦点を合わせて紹介してきましたが、その他にも興味深い点は多くあります。

ところで、PFI 刑務所導入時に掲げられた理念は「国民に理解され、支えられる刑務所」でした。今回の施設訪問等を通して、「刑務所」への理解はある意味では得られつつあると感じましたが、同時に「被収容者」への理解も重要なのではないかと思います。刑務所の運営に民間企業・民間人が関わるようになった今、この点を疎かにすると、ともすると刑務所が営利を追求する場になってしまわないだろうかとの杞憂もあるからです。

PFI 刑務所は——刑事法学の視点からみた——経営と法の融合のひとつの場面です。興味をもった方は、是非、一緒に学びましょう。講義あるいは研究室でお待ちしております。実は、今回書ききれないことが一杯あります。「百聞は一見に如かず」ですので、そのための機会の提供についても考えたいと思います。



オープンキャンパスを終えて



2013年 大阪経済大学オープンキャンパス
7月21日、8月4日、8月18日に行われました。
たくさんのご参加、ありがとうございました。

経営学部第2部経営学科3年

増澤 樹

私は今回、オープンキャンパスのスタッフとして働くのは初めてでした。私は高校生の時、オープンキャンパスに行ったことがなく、少し不安がありましたが始まってみればなんてことなかったです。

オープンキャンパスは7月・8月のうちの3日間行いました。猛暑の中、オープンキャンパスに参加する人がとても多く開始時間から終了時間まで人が絶えることがないという盛況ぶりでした。今回の私の担当はキャンパスツアーという学内の施設を案内し説明することでした。案内して感じたのは、生徒さんは高校にはなかったJ館にある研究室に興味や疑問を抱き、保護者の方は食堂や図書館に興味や関心を寄せる方が多かったということでした。

これらの興味や疑問に答えてキャンパスツアーを終えると担当がなくなるので、生徒の疑問などにこたえるフリートークをしに行ったり、パンフレットなどの資料配布をしたりなどしました。フリートークは学部や学科の特徴、部活やサークルはどんなものなのかといったことが聞かれました。フリートークに来る人は積極的な人が多く質問も多かったためとても楽しく話が出来ました。逆に資料配布は訳も分からずに適当に取る人が多かったので、配布時にこちらから積極的に声をかけて資料の説明や疑問の解消に努めました。そうしていると何人もの人が「ありがとう」と言ってくれて、とてもやりがいのある仕事だなと思うことが出来ました。すべてが終わり考えた事は、今年の反省を生かして来年のオープンキャンパスをより良いものにしたいなということでした。

今回オープンキャンパスに来てくれた生徒さんがたくさん入学してくれることで、来年、これ以上に良いオープンキャンパスを作ることが出来るのが楽しみです。この拙い文章で興味を持ってくれた方、来年一緒に働きましょう！



NEW “D館” 誕生！！



～ 竣工式 ～

2013年9月17日（火）、新D館の竣工式が行われました。写真はJump Up 80のお披露目の模様です。

他にも、「W至円」や「成田一徹氏の切り絵」もあるので空いた時間などに足をお運びください。

～ 外観 ～

縦にも横にも広い外観がポイント！

連絡橋を使えば、G館・E館・J館そして食堂への行き来が可能になり、教室移動がとても便利になりました。

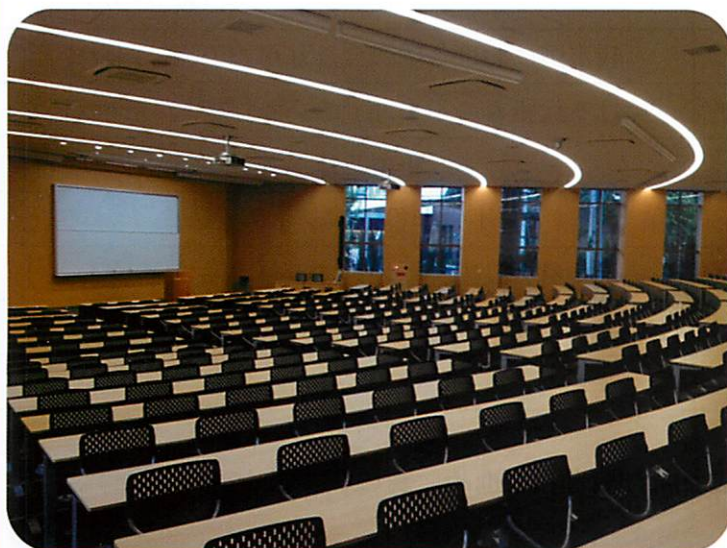
2階にはオシャレで素敵なカフェもあるので、ゆったりとしたひと時を味わうにはもってこいです。



～ 教室 ～

大人数用のためのD館と言っても過言ではないほど大教室が多いです。更に、先生方はピンマイクでの講義で両手が空いて勝手が良いとの声も...

建物の正面入り口に入ってすぐ驚いたのは、真っ白な広い空間です。白を基調としているのか、教室も机・壁（一部除く）も白く、そして椅子は黒いというシックな感じになっています。



『経営と法の融合』

高等学校進路担当者 殿
関係企業人事担当者 殿

公開授業(後期)のご案内

大阪経済大学 経営学部
学部長 池島真策

日頃、当学部教学にご支援いただき誠にありがとうございます。当学部は、「経営と法の融合教育」を教学理念として掲げ、学生の人的成長と真の職業能力の育成に努めてまいりました。2013年度、下記授業を公開し「経営と法の融合教育」について関係各位にご理解いただくとともに、ご意見を得て更なる改善に努めてまいります。教室に、学生席のほかに約50席公開用座席を用意いたしておりますので、興味・ご関心のあるテーマの日だけでも結構ですので、ご臨席いただきたくご案内申し上げます。なお、当日参加でも結構ですが、可能ならば下記の「副学部長・吉野宛」に事前メールをいただければ幸いです。

科目名：『経営と法の融合』（経営学特殊講義・法学特殊講義（2単位）のダブルネーム開講） 全15回

時 限：金曜2時限（10時45分～12時15分） 教 室：大隅学舎C-31教室

連絡先：本学電話 06-6328-2431（代） アドレス：tyoshino@osaka-ue.ac.jp（副学部長・吉野）

講義内容：経営学部は「経営と法の融合」を標榜していますが、経営学部の教員が自分の分野のエッセンスを分かりやすく講義していきます。各回オムニバス形式で、経営学部教員が前期15人・後期15人で担当します。

| 月 日 | 所属・肩書き | 担当者 | テーマ (後期コーディネータ・採点集計・ 評価責任者：高原・吉野) |
|-----------|--------------|-------|---|
| 9月20日(金) | ビジネス法学科・教授 | 井形 浩治 | 「経営(学)と法(学)の分岐と一致」 |
| 9月27日(金) | ビジネス法学科・准教授 | 黒田 尚樹 | 「経営破綻と債権者の競合」 |
| 10月4日(金) | 経営学科・准教授 | 林田 修 | 「契約、インセンティブ、所有権」 |
| 10月11日(金) | ビジネス法学科・准教授 | 眞島 宏明 | 「ビジネス法としての知的財産法」 |
| 10月18日(金) | 経営学科・准教授 | 三島 重顕 | 「組織構成員にルールを守らせる人事管理手法」 |
| 10月25日(金) | 経営学科・准教授 | 本間 利通 | 「内部通報とコンプライアンス・システム」 |
| 11月8日(金) | 経営学科・准教授 | 遠原 智文 | 「グローバル化時代における日本中小製造企業」 |
| 11月15日(金) | 経営学科・専任講師 | 高原 龍二 | 「コンプライアンスにアンケートは役立つか？」 |
| 11月29日(金) | 経営学科・教授 | 本田 良巳 | 「我が国における国際会計基準の導入に向けて」 |
| 12月6日(金) | 経営学科・専任講師 | 足代 訓史 | 「儲ける仕組みの正当性：ビジネスモデルと法・規範」 |
| 12月13日(金) | ビジネス法学科・准教授 | 林 幸一 | 「租税法律主義」 |
| 12月20日(金) | ビジネス法学科・専任講師 | 橋谷 聡一 | 「不動産投資ビジネスと法」 |
| 1月10日(金) | 経営学科・准教授 | 尾身 祐介 | 「委員会設置会社のコストとベネフィット」 |
| 1月17日(金) | ビジネス法学科・専任講師 | 横内 恵 | 「環境法制と企業活動」 |
| 1月24日(金) | 経営学科・専任講師 | 栗田 聡子 | 「メディアと倫理」 |

経営学科、ビジネス法学科、2部経営学科で「経営と法の融合教育」を進め、真の職業力を育成します。



身近に法律が存在します。ビジネス法学科では今まで身近にあった法律を知ることが出来ます。法律を知っていると役に立つことが多くあり、法律をもっと知りたいと思い学びました。法律によって自分たちの利益・権利が守られている事を再認識させられ法律がこんなにも自分たちにとって大切なものなのかと思ひしります。法律を学べば自分の権利・利益を守る事ができます。



私は4年生なので就職活動を行っています。景気が回復していると言われていますが就職活動は中々厳しいのが現実です。採用されても本当にここでいいのかと悩まされますが自分で納得しない限り就職活動は終わりません。私は未だに悩まされています。自分のやりたい事は何なのか・本当にこの道に進んでいいのか・考えれば考える程悩みが出てきます。最後はやはり自分が決めるしかないので考えに考えぬくしかありません。なのでしっかり考えて自分成りの答えを出して行こうと思っています。

(経営学部・ビジネス法学科・4年・岩部直弘)

ビジネス法学科ジャーナル12号が完成いたしました。原稿を執筆していただいた方々、本当にありがとうございました。今回のジャーナルでは編集員がそれぞれ各ページの編集を担当しました。私はオープンキャンパスについてのページを担当させていただきました。是非、一度目を通して頂きたいです。

4年生である私は、最近、卒業論文の執筆に追われています。私は独占禁止法についてのゼミナールに所属していますが、所属する前は独占禁止法についての知識はほとんど持っていませんでした。法律といえば堅くて難しいイメージですが、私も以前はそのように思っていました。しかし、ゼミナールは少人数であるため、難しい法律も丁寧に説明してくれ、とても理解しやすくなっています。また、私は独占禁止法について学んでいますが、独占禁止法は一般的には違法にならないものも、企業の規模によっては違反になったりするなど、同じ行為を行っても違反になることもあれば、ならないこともあり、ここに独占禁止法の面白さを感じました。法律はちゃんとした答えはないですが、その分奥が深く、考えれば考えるほど面白いものであると思います。拙い文章ではありますが、この文を読んで少しでもビジネス法学に関心を持って頂けたら幸いです。



(経営学部・経営学科・4年・高野さやか)

今号も無事発行することができました。お忙しい中、寄稿してくださった皆様に心よりお礼申し上げます。私はビジネス法学科ジャーナルの編集に携わるようになり、今号で3回目の編集となりました。時が経つのは早いもので、今年の末から就活生となります。いやあ、いろいろと怖いですね。勉強せねば。



私は堀竹ゼミに所属しており、債権について学んでいます。使用する教材やテーマは学生の希望をもとに決定されるので、興味のある内容にさらに突っ込んでいくことが可能です。

先生主導のもとディベートしながら学ぶ形式なのですが、私の基礎知識が乏しいため内容についていくのに必死です。しかし先生は、わからない個所をしつこく何度も聞いても丁寧に教えてくださるので、何とかやっていけています！しかしいつまでも甘えているわけにはいけないので、頑張っって少しでも先生と楽しく討論できるよう精進します！

(経営学部・ビジネス法学科・3年・平井志歩)



第12号から編集員として参加させていただくことになりました、経営学科3年の小原千明です。経営学科ですが受講している科目はほぼ法律系です。最初は、法律って難しい、とかお堅い!!とっていたんですが受けてびっくり楽しいです!!聞いたことある単語や、高校生の時に学習した浅い知識に更に上乘せする形になったり(例えば:ビジネス法入門)、全く知らなかった法律を学ぶことが出来たり(例えば:刑法)と、とても重宝しています。ただ、身につくか否かは自分次第ですが…。ゼミは経営学部長でもある池島ゼミに所属しています。ここでは、経営に関する記事の新聞記事について質疑応答し合ったり、会社法のテキストを用いて発表をしたりしています。とても大変で、いつも着いていくのに必死ですが「自分のものにしなさい」という言葉をよく口にされるのでそれを胸に励んでいます。最後に、このビジ法ジャーナルの編集員として携わることができ嬉しく思います。吸収できるものはしていきます。よろしくお願いします。

(経営学部・経営学科・3年・小原千明)

経営学部 ビジネス法学科 コンサルティングコース1年 中尾紗也伽です。

今回は、私の所属するコースについて紹介します。私は、大阪市内の商業高校を卒業しました。在学中にたくさんの資格を取り、「高大連携入試」という方法で、大阪経済大学の経営学部に入りました。大阪経済大学経営学部には、スペシャリスト養成コースというものがあります。税法会計コースとコンサルティングコースの2種類あり、私はコンサルティングコースに所属しています。このコンサルティングコースとは、経営理論に基づくマネジメントスキルを養成します。また、知的財産や企業再生に関する法知識も習得できます。入学する前は、「人より学ぶことが多い」などと思っていました。確かに、所属していない他の学生よりは、必修科目が多いし、夕方から始まる授業などもあります。しかし、授業を受けると、“経験”を得られるコースだと思うようになりました。1年次から演習科目があり、実業界で活躍されている社会人の方からお話を聞ける機会もあります。これらは、就職活動でかならず自身の役に立つスキルだと思い、日々勉学に励んでいます。大阪経済大学で学ぶことは、人生においてとても素晴らしい経験です。



(経営学部・ビジネス法学科・コンサルティングコース・1年・中尾紗也伽)



こんにちは、1回生の福西です！今回初めてジャーナルの編集をしました。まだまだ下手くそですが、頑張って上達していきたいです！！とりあえず、もっと早く正確にタイピングができるようになりたいですね。編集をしていて、なるほど！と、とても良い話を知れたなーって思いました。私も新幹線に乗るときは、その席にしようと思いました。このビジネス法学科はビジネス法入門や民法入門など法律を学ぶ授業が多くあります。私は民法が好きです。最初は難しそうだなーって思っていました。ですが、身近な話や分かりやすい判例を使って教えていただけるので、分かりやすく面白いです。他にも現代経営入門など楽しい授業があります！私は商業高校出身なのですが、なんとなく聞いたことのある、知っていることを深く学ぶことができます。知っていて損なことは無い授業ばかりです！

(経営学部・ビジネス法学科・1年・福西麻由)

